

令和5年度 長下施委第71号

津里地区公共下水道接続土質調査業務委託

仕 様 書

長浜市都市建設部下水道事業局下水道施設課

位置図



土質調査業務委託仕様書

委託番号 令和5年度 長下施委第71号
委託名称 津里地区公共下水道接続土質調査業務委託
施行場所 長浜市湖北町津里

共通事項

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、『滋賀県発行「土木設計業務等委託必携」(平成27年3月(平成30年4月一部改訂))』(以下「共通仕様書等」という。)によるものとする。ただし、滋賀県土木交通部を長浜市に読みかえること。

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は、次のとおりとする。

特記事項

(適用範囲)

1. この仕様書は、津里地区公共下水道接続土質調査業務委託に適用する。

(業務の場所)

2. 長浜市湖北町津里地先で、別添位置図に示すとおりである。

(打合せ簿)

3. 業務実施中に指示、承認または協議した重要な事項については、その内容等を打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

(土地の使用等)

4. 受託者は、植物等の伐採または工作物の一時使用を行う場合は、その所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。

なお、これらの経緯は遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(成果品)

5. 成果品の内容は、次のとおりとする。

- ①報告書【A4版】：金文字製本・・・・・・・・・・3部
- ②報告書原稿・原図・CADデータ(SFC,DXF)等・・・・・・・・1式
- ③写真およびネガ・・・・・・・・・・1式
- ④作業日報
- ⑤土質試料標本
- ⑥委託業務社内検査報告書
- ⑦その他監督員が指示するもの。

(その他)

6. ボーリング位置は、現地にて、監督職員の立会のもとで決定することとし、ボーリング掘進完了後、検尺の立会を求めるものとする。
7. ボーリング位置の標高は、設計委託の基準高と整合を図るものとする。
8. ボーリング位置の詳細図（縮尺1/500程度）を作成するものとする。
9. ボーリング位置が道路上（歩道を含む）の場合は、委託標示板・作業中標識・反射バリケード・赤色灯等を設置して、安全に努めること。なお、道路外でも委託標示板を設置すること。公道上で行う場合は、道路使用許可を得ること。
10. メタンガス観測は、現場透水試験時に検知された場合に監督職員と協議のうえ実施するものとする。したがって、ボーリング時にメタン検知をおこなえるように、測定器具を準備しておくこと。また、現場透水試験時に間隙水圧を測定すること。
11. 物理試験・力学試験・試料採取位置（深さ）、および方法は監督職員と協議のうえ決定するものとする。また、原位置試験の位置および場所は監督職員と協議のうえ決定する。
12. 土質断面図の作成、各地層の工学的特性の検討、調査資料の適用についての見解により工法・沈下等の概略検討をおこなうこと。
13. 本業務を実施するについては、各種法令を厳守すること。また、現地への立入りについては、監督職員の許可があるまで、これをおこなってはならない。
14. ボーリング孔閉鎖は確実にこなうこと。また、作業後の後片付け等は良心的におこない、良好な作業環境を確保するものとする。民地を借地した場合は、最後に確認を受け、了解を得ておくこと。
15. 土質毎のボーリング掘進長、土質区分および各種試験数量は、実施に基づき精査し設計変更の対象とする。ただし、最終標準貫入試験部、現場透水試験の先端部、シンウォールサンプリング部は掘進長から控除する。また、同時期に進めている設計委託により、ボーリング場所、箇所数および掘進長等を変更することもある。
16. 小口径推進工法におけるトラブルの主因となりやすい礫の状態（最大礫径および礫率等）に特に注意深く調査すること。

17. 調査地点における仮囲い等については、確実におこない安全管理に努めること。
18. ボーリング打止付近で層が変化した場合は連続して1 m以上の層を確認すること。特に、下部粘性層が不透水層と判断され揚圧力の検討が必要となる場合は、粘性土層を2 m以上確認すること。
19. 受託者の責任において、関係する埋設物の管理者に連絡をとり、立会を求め、地下埋設物の位置を確認後、調査をおこない破損事故等がないようにすること。なお、管理者より指示を受けた場合は、監督職員と協議して対応するものとする。
20. 同時期に進めている設計委託の工程と整合させるよう最善の努力をすること。
21. 濁水はノッチタンク等にて適切に処理すること。絶対に河・側溝等に流さないこと。
22. 所定の平坦性足場を設けること。また、泥水を貯溜するための溜を掘らないこと。
23. 第1回打合せ、中間打合せおよび成果品納入時には、主任技術者が立会すること。中間打合せは1回とするが、現場の状況に応じて変更の対象とする。
24. 本業務実施にあたり、疑義および不明な点が生じた場合は、その都度監督職員と協議をおこない業務を円滑に行うものとする。

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書

滋賀県長浜警察署長 様
長 浜 市 長 様

(通報者)

		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 ()	-
			FAX ()	-
		(現場事務所)	電話 ()	-
			FAX ()	-
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等		(通報者の職・氏名)	電話 ()
		(対応者)		
		所属会社名	電話 ()	-
		氏 名		
		役 職		
不当介入の 行為者	住所		電話 ()	-
			FAX ()	-
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時 ・場所	平成 年 月 日 時 分頃			
		[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-
			FAX ()	-
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	平成 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、長浜警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び長浜警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。